

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

矢吹町長 蛭田 泰昭

市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)	
地域名 (地域内農業集落名)	北中畑地区 (平鉢、大畑、寺内、鍋内、弥栄)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第1回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

多面的機能直接支払交付金を活用し、農地の維持管理や水路等の点検に努めている。
当地域は水稻・種子場・野菜を作目として農業の盛んな地域であるが、高齢化が進んでおり、後継者の確保および次世代農業者の育成が課題である。
耕作放棄地が広がっており、ハクビシン等有害鳥獣が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要作物である水稻・種子場・野菜について、地域と関係機関で連携を図りながら、農地をどのように管理していくかを筆ごとに検討し、農地の現状維持を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	236.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	226.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地の状況及び課題を把握し、対応策について検討していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手を中心に農地を集積し、効率的に農作物の生産を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域の実情を踏まえ必要に応じ、農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は既に実施している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、防除作業の委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

- ・ハクビシン等有害鳥獣の発生に備え罠の設置を検討する。

③スマート農業の検討

- ・農業者の高齢化、担い手不足、基盤整備事業による農業区画拡大に伴い、将来的にスマート農業を検討する。

⑦多面的機能支払制度への取組の継続

- ・農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む。
- ・寺内環境を守る会、大畑保全会、鍋内環境活動組織、平鉢地域保全会における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり